講

演会報告・・・・・

1

建設会社安全大会

(1)

法令

には

しっかり

守

っている業者だぞ・・・・

2

2016年度

1

回研修会報告・・

務局

からの

お知らせ・・・・

4 4

最

初に、

欠陥を意味する法律用語

である瑕疵(かし)について説明し

第159号

NPO 法人建築Gメンの会 〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201 発 行 責 任 者:理事長大川照夫 0 3 - 6 8 0 5 - 3 7 4 1 $0\ 3\ -\ 6\ 8\ 0\ 5\ -\ 3\ 7\ 1\ 9$ E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp Homepage URL

http://www.kenchiku-gmen.or.jp/

建設会社安全大会 講演報告

て、

事務局長 中山良夫

演を行いました。 設会社A社の安全大会におい 技術者、 A社の協力会社 「木造住宅の欠陥事例」と題して講 7 · 月 某 技能者、 月 住宅メー (商社含む)の社員 職人が主で、 聴講者はA社及び カーである建 て、 約 150



講演の様子

社から、 付 施 大会にて同じような話を聞いて うな内容で、 の講演を行ってきたが、毎度同じよ る講演を望む声が多かったことと、 るため、 今回 工に携わる者に何が悪いかを気 かせることが必要だと考えたこ の講演依頼にあたっては、 聴講予定者から施工に関す 違ったテーマを探していた。 「これまで安全や健康など 聴講予定者も他の安全 A 1

に説明すると次のとおりです。

傾斜) 不同沈下の種類 と問題点 体傾斜と変形

的に行っている中、

次の理由

 $\hat{\mathcal{O}}$

啓蒙活動

を積 Iから今

極

世の

中 カュ

6

欠陥

」との話が

あ

ŋ 講

マに

演

- 三つの不同沈下の 事例
- 違反) 外壁モルタル厚さ不足 の事例 (防火構造
- 漏水、 写真を見ながら、 構造、 電気工事、 · 塀 雨漏りによる構造部材の腐 防火構造、 アプロ 設備工事、 チ・ 礎 断 熱 階段の欠 木造部分 地下室 擁 壁,
- 外構の 悪質リフォー 陥状況を説明

- ム事 また、 数年で一番、 かったようで、 かった、

説明しました。 て解説した後 瑕疵概念、 配布した資料、 説明した事例を簡 瑕疵判 個別の 写真を基に 欠陥事例に 断基準につ 単 をお願 宅を無くすため した。 とから、 当会としては、 住宅の欠陥をテー

築の

依頼を受けました。 回の講演を行う意義があると考え 住宅業界に欠陥の実態を知っ 7

- らう
- 工事に携わる技術者、 欠陥住宅を造らない 伝える。 ため 能 0 方 策 職

うです。 いてあまり実態を知らない 悪質性に大きな衝撃を受けたよ 人に、 演して数日 聴講者は悪質リフォー A社からは悪質リフ との言葉をいただきました。 直接訴えかけ 聴講者からの反響が 被害の深刻さ、 後、 A社より、 ر ک 方が多 ムに オ 工事

が無くなればと思う次第です。 講者の表情から感じられました。 これを機会に、 少しでも欠陥 住宅

きましたが、

そのことは講演中

聴

話は特に反響が大きかったと聞

欠陥住宅・欠陥建築で悩む人を救い、住宅検査の技術向上を目指すNPO建築Gメンの会

る箇所もあります。

法令「は」 守っている業者だぞ しっかり

常任理事 武田

学

同 じ 指 摘をして

それぞれの業者によって異なりま 取 摘された箇所を直す (替等) か直さないかの 修 判断 正 補 は

りではない」という文言で、 臣認定等の方法で良いと書か なってきます。 釈だけで、 法令には 「~この限 別 途大 れ

運用上の解釈によっては、

直し

方も

 \mathcal{O}

きなのですが、

それぞれの法令の

法令に違反して

れば、

当然直

事

例を挙げて考えてみます。

内線規程や指針、 政等から 標準仕様書やフラット これらの 製造業者の施工要領書や行 \mathcal{O} 指導によるものも 法令以外では建築工事 建築工事共通仕 35 \mathcal{O} 住 |様書、 あ

ます。

って、 わるのです。 も直さないか」 は守る気がなかったり、 でこれらの規定も含めて守る」のか、 いう法令・規定・罰則が無いのです。 法令だけは守るが、その他の規定 すなわち「最低限法令を守った上 の内容の基準や規定を「守れ」と ただ問題 実際の なのは、 建物の Ł, 業者の姿勢によ 法令以外のこれ 出 来は大きく変 指摘されて

|||| $\|$ ||||

視して施工した結果、 伴うカビの発生で屋内壁面は斑点 施工が原因で結露が発生し、 ツ 状に黒ずみ、 \vdash あ ガラス繊維協会の標準施工も無 る現場で 35 \mathcal{O} 仕様書の注 異臭が発生してしま 断 熱材の 意書きも守ら 明らかにこの 施工をフラ それに

いな **※** 申 は フラッ 1 35 を利 用 7

は規定などありません。 にはあります 断熱材の施工については、 (施工要領 法令に

> 殖 部

跡

て、 フラット35の仕様書の内容に 判例等によれば「一 般的に施

どうかですが、 これも微妙な判断になると思 また、 絶対条件」とも書かれておらず、 ものを欠陥と考えるには 結露が この事例で重要なポイ 結露が起きることそ 「欠陥」と呼べるか 無 理 1 が ま

証しなければならない内容、 容 上 家財保険等でも除外や免責事 の保証書及び品確法で定 のもの) 結露や結露染み は、 多くの業者の 無 \emptyset 保 建 る 項 物 証 斑 \mathcal{O} 内 点

されています。 広がる傾向があります。 している家具等にもそ 位自体にも黒ずみやカビ菌 実際にカビが発生した場 なども起きますが、 0 近接や 被 害 0 密 繁

ただし、基本的にはフラット 根拠になったこともあります。 35

どのようになるかによって微 利用していないので、 ならないかどうかは今後の 工する方法」として判断され、 守らなけ 判 妙 例 判 れ が ば 決 な

判断になるかもしれません。 ガラス繊維協会の標準施工 で

あります。

無料電話相談窓口のご案内

あなたの家は大丈夫ですか?

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの 「相談員名簿」(http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html) に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がありましたら、 事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL: 03-6805-3741 FAX:03-6805-3719

E-mail: jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

(3)

す。 性があります。 悪影響が起こり、 えられ、 カビの胞子が飛散しているとも考 臭いが発生するということは、 な臭いも起こることが多いで 酷いようであれば人体への 健康を害する可能

であることを発見すれば是正すべ ませんが、完成後に発見された場合 えばさほど大変ではないかもしれ きものとの判断をするものです。 多くの是正は、 本来、 容易に是正できないものもあり 検査時などに施工が不適当 工事中に是正を行

撤去しなければなりません。 部の断熱すべき箇 れた場合、是正するためには、 れていないことが完成後に発見さ 特に壁の 断熱材が正しく施工さ 所の内壁を全部 外周

とを指摘してもほとんどの業者は まであります。 いた場合、 そんな理由から不適切であるこ 天井下地より壁施工が先行して 天井も一度解体する必要

是正しません。 は法令を順守しています。 ほとんどの業者の言い分は 結露に関 「当社

> 事を行っています。 しては、 保証範囲外ですし適正に工

ないのです。 と、はぐらかすようにして取り合わ らなければならないものは守って いるのですから問題ありません。 いない」と反論しても、業者は 仕様を見ると適切な工事がされて これに対し「施工要領やその他 守 _ 0

容証明郵便や弁護士が代理で書面 終金の支払いを停止していれば、 を送ってきます。 業者によっては「営業妨害」や最 内

っているのです。 こんなことが実際の 現場で起こ

ます。

||

保できないばかりか何か問題が起 違っていれば、 きるのです。 |明書みたいなもので使い方を間 普 通に考えれば、 期待できる性能も確 施工要領書とは、

がわからない」との理由から訴訟を のようなことから建築主は、 裁判官が 0 かによって判決は異なるのです。そ か想定してみます。訴訟になれば 実際に裁判になったらどうなる 「どちらの言い分」をとる 「判決

> しり込みして、泣き寝入りになるこ とも少なくありません。

です。 み続けるしかなくなってしまうの 結果的に、是正されない建物に住

まうと、このような事態になります。 うのです。 の建物では大きな差ができてしま 物と法令以外でも守っていく業者 法令程度しか守らない業者の建 業者の選定を間違ってし



さないのです。

規定はありません。ここでは、 える柱みたいなもの) 抜かれないような金物を、 法令ではどのようにするか明確に 右の写真は、梁と小屋東(屋根を支 の接合部です。 引き抜 引き

> す。 から、これは適切でない施工です ち込まれている状態での結果です 段差がない状態で中央部の爪が打 試験結果による強度や同等認定 のです。少し考えれば引き抜きに耐 状態です。即ち、 る部分」に なのです。この写真では 2本分の引き抜き力に耐えるはず ラット35の規定では、 れないように使用するべきです。 ダメとなっていない」との反論で直 しかし、業者は「この設置方法では も解る人もいるはずです。 えるはずがないと専門家でなくて けでも正しく設置すれば、 .面に設置することとなってい 写真の部位では、 「爪の打ち込みも無い 金物が浮いている 見える片面 かすがい 「段差があ かすが あくまで ま



2016年 第1回 度 研修会報告

文責 古屋敷 常任理事 直樹

民会館 修会が開催されました。 7 月 2 (き 3 ゆり 日 $\widehat{\pm}$ あ ん 品 にて Ш 区立 第 総合区 口 研

を頂 原田 メー べきま [様に 時 限目は、 力 した。] 天空率の 生 活 天空率解 産業研究所 基本」 のご 講 株

1

がが

フ

 \vdash

な

わ \mathcal{O} ? と ŋ 天 /ました。 空 1 率 とは 0 た 基 تلح 本 \mathcal{O} 的 ょ なことか う な 制 度 5 教 な

解釈が た。 不 公 平 L カュ 違 感 1) 行 があることが 政 カュ 機 なり 関 に ばら ょ 分か 0 0 7 き ŋ 規 が ま あ 定 り \mathcal{O}

法 ました。 的 整 備 が 必 要 な 規 定 であ ると

と佐 をふりかえって~」 被害に 2 藤常 時 限 任 目 0 理 は、 1 事 7 による 当会の 0) 考 の 察 原)講義を頂 「建築物 (/ 田常任 熊 本 地 \mathcal{O} 理 地 事

ました。

あ などを考察し、 ・る熊 りました。 旧 耐 本地 震 基準と新 震 0 V 被 まだに毎 害状況の 震基準 日 説 0 揺 明 違 れ が 7

ことができます。

現場によっては

難

1

立場に立

たさ

れることも

あ

お世話になりました。

安心して住

む

度、

現場を見ていただき、

かと思いますが、

が

貴団体の

されている活 消費者の立場

動

が

る住 告されました。 見受けられ、 原 満たない施 てられるべき住宅に 真を提示して、 そして、 室が 1 熊 くつ 7 その 本地 工 倒 (欠陥) もあっ 壊 欠陥 震被 最新の建築基準で L したと考 おい 害を調査 が たことが 状況 つの大き て、 つえられ が多数 基準 した

建

とても心 すると、

強

1

もの

となりま

す。

今後

も安心して住める家づくり

貢

献

て下さればうれしいです。



務 局 か らの お 知 ら せ

事

|業務完了後アンケート

から

ご協 す。 依 頂 頼 事 務局では、 力をお願 V 1 ただい 中 から いしてい た方 調査業務完了後にご 部をご紹介し ヘアンケー ・ます。 ご回答 1 ま 0)

木 から 造 住 のご 宅 \mathcal{O} 口 第 答 三者 検 査 を 依 頼 0

した。

会で行なっ 今後もこ

7

1

け な

れ

ば 動

لح

感じ 積

Ν

K

 \mathcal{O}

よう

活

は

極

的

編集後記

啓蒙活 メー 5 疵 力会社の技術者や職 造 あります。 な の実態を知ってもら り 中 カー 1 手 山事務局長が講演さ 動 لح である社員 の安全大会で、 いう意識 は 非 常 有意義なこと を 0 Ł 現 人さん達 0 場 直 ても 監 れ 欠陥 接 督 た \mathcal{O} らう を Þ 住 家 で 造 瑕 協 0 宅

会員の種類:

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の4種あります。 「義務と 権利」、 「会費」が異なります。

▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成 のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務々 の対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。も ちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いとい う方向けのものです。会社など団体で登録される場合は「団体一般会員」と なりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体 -般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。

<u> 揺に活動しませんか!</u>

●会員の種類 ●年会費

会 員 ----- 24,000円 消費者正会員 ----- 12,000円 一般会員 ----- 6,000円 団体一般会員 ----- 48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。 事務局までご連絡ください。



